

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2886号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

夏の白馬(長野県白馬村)



政 策

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)について

総務省 自治行政局公務員部公務員課 理事官 小岩 正貴…(2)

フ ォ ー ラ ム

源流にこだわり源流を活かした村づくり

「源流白書」を作成 全国の仲間と連携し源流基本法制定めざす 山梨県小菅村…(5)

情 報

町村Navii

人材の流出と流入… 島根県津和野町長 下森 博之…(10)

### ◎写真キャプション◎

緑の水田と山裾の間を走る大糸線。青空を背景に堂々たる威容を誇るのは、北アルプス後立山連山の一つ、唐松岳から延びる八方尾根である。夏は登山やトレッキング、冬はスキーと、存分に大自然を味わうことができる。

### コラム

## トレンドを見定めよ

ジャーナリスト 松本 克夫

サッカーのワールドカップ・ブラジル大会で初戦を落とした日本代表チームの選手たちは、「次は自分たちのサッカーをするだけ」と口々に語っていた。それがごまやれたかは別として、迷いが生じたら、原点に立ち返るしかない。日本創成会議(座長・増田寛也元総務相)によって、30年後には消滅の危機を迎えると言指された町村も、同じであろう。基本の風土を生かした地域づくりに徹するだけのことである。

そもそも自治体大量消滅予測には落とし穴がある。一つは、人口推計は母数が小さくなれば精度が低くなることだ。町村別の長期人口推計は、当たり外れが大きいだろう。二つ目は、平成の市町村合併を見ればわかる通り、町村を消滅させれば、むしろ過疎化や一極集中が加速されることだ。三つ目は、田園回帰への兆しを見逃していいことだ。「金より命」へと世の中のトレンドが変われば、人の流れも変わろう。

思い出すのは、宮崎県綾町で町長を務め

た郷田實さんの言葉だ。郷田さんは、「二一ズよりトレンドだ」といつていた。今、人々が求めるものに飛び付くより、時代の先を讀めというのである。林野庁が綾町にある国有林を伐採しようとした際、郷田さんは、茶や蚕などの照葉樹林文化は日本文化の原点であり、世界でも貴重な綾町の照葉樹林は残すべきだと時の農相に直訴し、やめさせた。「農産物は、人をたまさかない本物でなければならぬ」として、自然生態系農業推進条例を定め、有機農業で先駆けた。その後、綾町は照葉樹林の保全が評価され、2012年にユネスコ(国連教育科学文化機関)のエコパーク(生物圏保存地域)に登録された。安全な農産物を提供する町という定評も得た。トレンドを見定めたまちづくりのお陰で、人口の減少もない。

昔、森林を伐採しすぎて滅びた文明があった。森林や田園の守り手である町村を消滅させるような文明は滅ぶ。自治体消滅より先に、文明の行く末を案じた方がいい。

## 政策解説

## 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）について

総務省 自治行政局 公務員部 公務員課 理事官 小岩 正貴

## 1. はじめに

第186回国会（平成26年1月～6月）において、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律（以下「改正法」）が、衆議院、参議院ともに賛成多数で可決され、平成26年5月14日に公布された。

改正法は、地方公務員の人事行政における「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」と「退職管理の適正の確保」を図るためのものであり、同様の趣旨の改正は、国家公務員においては既に平成19年になされ、地方公務員についても、平成19年、平成24年と二度にわたり改正法案が国会に提出されてきたところである（いずれも審議未了、廃案）。

本稿では、改正法の内容について、その要点を解説することとした。

## 2. 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

## (1) 能力本位の任用制度の確立（第15条、第15条の2等関係）

職員の任用の根本基準として、現行法は「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」と規定しているが、改正法では、後述のとおり、これまで

の「勤務評定」に替えて「人事評価」を導入することに併せ、「受験成績、人事評価その他の能力の実証」に基づくことと改めている。

また、これまで法律上明確でなかった「採用」「昇任」「降任」「転任」といった任用の各類型の定義を明確化するとともに、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものを「標準職務遂行能力」として定義づけている。

すなわち、各地方公共団体は、人事評価その他の能力の実証により、職員（受験者）の標準職務遂行能力と職についての適性を判断し、各種の任用を行うこととなる。

## (2) 人事評価制度の導入（第6条、第23条、第23条の4関係）

今回の改正法の大きな柱の一つは、従来の「勤務評定」に替えて「人事評価」を導入することである。

人事評価制度とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した「能力」及び挙げた「業績」を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、従来の勤務評定と比較すると、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示

などの仕組みにより客観性が確保され、人材育成により活用されるものである。改正法では、職員の人事評価について、任命権者は、その基準及び方法を定め、定期的かつ公正に行われなければならないこととしている。

## (3) 分限事由の明確化（第28条関係）

現行法では、職員の意に反して、これを降任し、又は免職すること（いわゆる「分限処分」）ができる場合の一つとして、「勤務成績が良くない場合」を規定している。これについては、従来から任命権者の客観的な判断によるべきであり、勤務成績の評価結果など客観的な資料に基づくことが望ましいとされてきたところである。

今般新たに人事評価制度を導入することとあわせ、改正法では、勤務実績が良くない場合の判断について「人事評価又は勤務の状況を示す事実」に照らして行うことを法律上明記し、要件の一層の明確化を図ることとしている。

## (4) 等級別基準職務表（第25条、第58条の3関係）

職員の給与はその職務と責任に

政 策

■参考 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 (平成26年法律第34号) の概要

公布：平成26年5月14日

地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための措置を講ずる。

1 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

- (1) 能力本位の任用制度の確立  
任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。
  - (2) 人事評価制度の導入  
職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。
  - (3) 分限事由の明確化  
分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実」に照らし、勤務実績がよくない場合」と明確化する。
  - (4) その他  
職務給原則を徹底するため、地方公共団体は給与条例で「等級別基準職務表」を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表するものとする。
- ※ 特定地方独立行政法人の職員に対しても、同様の措置を講ずる。

2 退職管理の適正の確保

- (1) 元職員による働きかけの禁止  
営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止する。
  - (2) 退職管理の適正を確保するための措置  
地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。
  - (3) 再就職情報の届出  
条例により、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができるものとする。
  - (4) その他  
働きかけの規制違反に対する人事委員会又は公平委員会による監視体制を整備するとともに、不正な行為をするよう働きかけた元職員への罰則などを設ける。
- ※ 特定地方独立行政法人の役職員等に対しても、同様の措置を講ずる。

3 施行期日

公布日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日

職員が自ら決定した

営利企業等に再就職した元職員は、再就職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することを禁止している。また、影響力が残存する範囲や期間は、再就職者の在職時のポストや職務内容により差があることを踏まえ、幹部職員であった者による働きかけや元職員が自ら決定した

を講ずることとしている。

国家公務員については、法律上、再就職のあっせん及び現職職員による求職活動が禁止されている。これに対し改正法においては、地方公共団体では国のような早期退職慣行がない等、再就職の状況が地方公共団体ごとに異なることから、法律による一律の規制は行わず、それぞれの地方公共団体において、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、必要な措置を講ずることとしている。

(2) 退職管理の適正を確保するための措置 (第38条の6第1項 関係)

国家公務員については、法律上、再就職のあっせん及び現職職員による求職活動が禁止されている。これに対し改正法においては、地方公共団体では国のような早期退職慣行がない等、再就職の状況が地方公共団体ごとに異なることから、法律による一律の規制は行わず、それぞれの地方公共団体において、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、必要な措置を講ずることとしている。

するものでなければならぬ。(職務給の原則・第24条第一項) 改正法では、この職務給の原則を徹底するため、各地方公共団体が条例で「等級別基準職務表」を定めることとしている。等級別基準職務表とは、例えば「6級は本庁の課長級の職務」「3級は係長の職務」など、給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を示したものである。

また等級別基準職務表に合致した人事管理が確保されるよう、各地方

公共団体に対し、等級別に職名ごとの職員数を毎年公表することも併せて義務づけている。

3. 退職管理の適正の確保

(1) 元職員による働きかけの禁止

第60条、第64条関係

改正法のもう一つの柱は、地方公共団体における退職管理の適正確保のための規定の整備である。

具体的には、営利企業等に再就職した元職員に対し、在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約又は処分であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することを禁止している。また、影響力が残存する範囲や期間は、再就職者の在職時のポストや職務内容により差があることを踏まえ、幹部職員であった者による働きかけや元職員が自ら決定した

退職した元職員については、離職後も現職職員に対して在職時の職務に関連して一定の影響力を有する場合がある。そこで改正法では元職員がその影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損なうことがないよう、元職員による現職職員に対する働きかけを規制することとしている。

契約・処分に関する働きかけについて、禁止する働きかけの内容や規制期間の特例も併せて定めている。

これらの規定に違反して働きかけをした元職員には10万円以下の過料、不正な行為をするように働きかけた元職員やそれに応じた職員には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金といった罰則が科されることになる。また、働きかけを受けた職員からの届出受理や、任命権者への調査要求など、人事委員会又は公平委員会が違反行為に関する監視を行うこととしている。

政 策

(3) 再就職情報の届出(第38条の6第2項、第65条関係)

(1) に述べた働きかけ規制の円滑な実施や、(2) に述べた退職管理に係る必要な措置を各地方公共団体が検討する上で、再就職の現状を把握することが必要となる場合がある。そこで改正法においては、地方公共団体は条例により、再就職した元職員に再就職情報の届出をさせることができることとしている。条例においては、届出の対象者、義務づけ期間や届出事項を定めることになり、違反した場合に10万円以下の過料を科すこともできることとしている。

(4) 罰則(第63条関係)

働きかけ規制や条例の規定に違反した場合の罰則については、前記(1)及び(3)で述べたとおりであるが、改正法においてはこのほか、不正な行為を見返りとする再就職のあっせんや求職活動を行った職員に対し、3年以下の懲役といったさらに重い罰則を科すこととしている。

4. おわりに

以上は地方公務員法に基づく措置の内容であるが、特定地方独立行政

法人の役員等にもこれらと同様の措置を講じるため、改正法では地方独立行政法人法について所要の改正を行っている。

改正法の施行期日は、「公布日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日」である。具体的な施行期日は、今後の政令制定により決定されることとなるが、①人事評価に関しては未だ実施されていない団体も多く、人事評価の具体的設計、実施体制の整備には試行も含めて一定の時間を要すると考えられること ②通常、各団体における人事異動が4月を原則とされている実態があることも踏まえると、人事管理の基礎となる人事評価についても、4月から実施されることが望ましいと考えられること ③退職管理に関しても現職職員への働きかけ規制導入のための条例等の整備や職員等への周知のため一定の時間を要すること から、現時点においては平成28年4月1日を施行期日として想定している。

総務省においては、改正法の施行に向けて様々な形での情報提供等に取り組み中としており、各団体においては、これらの情報も参考にしつつ、改正法の施行に向けた準備に着手していただきたい。

地方成功人材のマッチングによる 土日集中セミナー

一般財団法人地域活性化センター

参加者集 募

地域活性化センターでは平成26年度から、地方における成功モデルを構築した複数の講師のコラボレーションのもと、土曜・日曜でないと出席困難な方を対象とした2日間の集中セミナーを始めました。

第3回は、1次産業から3次産業の様々な地域事業者が組み、知恵を絞り、新商品開発、販路拡大の機会を促進する「コラボネットワーク」の仕掛け人である、元ハーバード講師で企業改革、地域改革で高い評価を受けている羽根拓也氏を講師にお迎えします。全国の皆様のご応募をお待ちしています。

第3回概要

【日程】2014年9月6日(土) 12:30~7日(日) 13:00

【テーマ】民間主導で商品開発・販路開拓 鍵は「コラボ成長」にあり  
山口・高知で成功し、アジアを目指す人材育成ネットワーク

【受講料】3万円(大学生1万円)  
※3人1組でお申込み頂くと1人分が無料になります

研修会場までの旅費、宿泊料、飲食代などは受講者各自の負担

【会場】日本橋プラザビル3階会議

室(東京都中央区日本橋2-3-4)

【対象者】地域活性化に熱意のある方(例えば、市町村長、地方議会議員、自治体職員など)

【受講人員】最低催行人員20人、最大定員50人程度

【応募締切】8月11日(月) 必着

※詳しくは、センターHPをご覧ください(さい)「地域づくり百科」で検索

第4回以降の予定(「」内は仮題)

- ◇10月4日・5日「木村俊昭氏と飛出す公務員 地域おこし協力隊の集い」
- ◇11月22日・23日「高校の魅力化による生き残り地域活性化」地域再生マネージャー 齊藤俊幸氏とグローバル教育探究者」◇2015年1月24日・25日「藻谷浩介氏と語り合う『里山資本主義』の今とこれから」◇2月7日・8日「やねだん東京塾」◇2月21日・22日「えがおつなげて」の菅根原久司氏と企業のコラボによる農村活性化」

【お問い合わせ】

地域活性化センタークリエイティブ事業室

(電話) 03-5202-6134

(Eメール) creative@icrd.jp

フォーラム

▷小菅川源流



現地レポート 地域資源を活かした活性化策

源流にこだわり源流を活かした村づくり

「源流白書」を作成

全国の仲間と連携し源流基本法制定めざす



今何故「源流白書」なのか

河川の源流域に位置する全国18市町村で構成する「全国源流の郷協議会」(会長 船木直美 小菅村長)が平成26年5月28日、源流域の過疎化と森林荒廃のために国土が重大な危機に直面している現状を訴える「源流白書」を完成させ都内で記者発表をしました。

山梨県 小菅村

「源流白書」では、源流を守るための緊急提案として「源流基本法」を制定し、源流域を守るためにあらゆる力を結集する仕組みをつくることを提唱しました。

小菅村が、国の支援事業である国土施策創発調査(平成16年度事業)を主体的に取り組み中で、全国源流の郷協議会は平成17年11月に設立。その目的は、全国の源流をもつ自治体が一体となって、国や社会に対して、政策提言や新しい暮らし方を提案しそれを実現することでした。当初、7つの町村から出発した協議会ですが、現在は、島根県、愛媛県、高知県、岡山県、和歌山県、奈良県、長野県、山梨県、群馬県の9県、18の市町村で構成されています。今、日本各地の源流の町や村では、想像を超える人口の減少が進んでいます。多摩川源流の山梨県小菅村でも、1955年(昭和30年)には2,244人の人口を擁していましたが、20

フォーラム

14年1月現在では741人となり、この58年間で人口の7割が減少しました。また、1980年から2010年までの30年間の減少数は468人で、この減少数を基に30年後を予測すると小菅村の人口は273人となります。このような状況が進行するならば、これから先30年後には全国各地の源流の村や町の大半が消滅しかねないという重大な危機に直面することになってしまいます。

人間社会に大きく貢献している源流の森林は荒廃し、その影響で流域の自然環境は劣化し、また、経済優先の風



▷源流白書が提案された第3回全国源流サミット(平成24年10月高知県津野町)

潮の中で流域としての共同の一体感が薄れるなど、源流の森と河口の海との繋がりには弱まってきました。地球温暖化による異常気象が進行するなか、このままでは山は崩れ、河川は暴れ、国土の荒廃へと進み、国民の生命と暮らしに甚大な影響を与えかねません。小菅村としても、このような現状をなんとかしても打開したいと模索していた最中、平成24年10月の四万十川源流、高知県津野町で開催した第3回全国源流サミットにおいて東京大学名誉教授の高橋裕先生から「源流白書」に関する貴重な提案を頂きました。

全国源流の郷協議会は、この提案を平成25度の最重要課題として取り組み、源流白書検討会委員の方々の協力のもと「源流の危機は国土の危機」をテーマとする「源流白書」を完成することが出来ました。今こそ、水資源や森林資源など豊かな環境に恵まれた流域を再生し、確実に次の世代に引き継ぐことが我々に課せられた喫緊の使



▷平成26年3月完成した「源流白書」

命であり、課題であると痛感いたしました。

**源流にこだわった村づくりを決意**

小菅村は、山梨県の東北端に位置し、東は東京都奥多摩町に、北は丹波山村、西は甲州市、南は大月市と上野原町に接しています。村の95%を山林が占め、周囲を1300〜2000m級の高い山々に囲まれ、中心集落の標高は約660mと地勢は急峻で勾配は30度にも達します。厳しい自然環境の中、どうすれば小菅村を世にアピールすることが出来るのか。

着目したのは、小菅村が首都圏を流れる多摩川の流域に位置するという現実でした。多摩川流域には、400万人を超える住民が暮らしています。この流域と交流と連携を深めようという決断でした。

昭和62年に多摩川の源流に水源の森を守り続けている小菅村があることを広めるために「多摩源流まつり」を開始しました。人口1000人足らずの村に1万人を超える流域の住民がまつりに足を運んでくれました。

続いて、平成6年に温泉施設「多摩源流小菅の湯」をオープンし、年間を通じて多くの流域住民の方々が温泉を訪れるようになりました。しかし、周辺自治体に温泉施設が建ち始めると入湯客は次第に減少し始めてきました。

▷昭和62年から開催している「多摩川源流まつり」



21世紀を前に小菅村は、環境や教育が大切にされる時代が必ずやってくる、源流本来の輝きを放つそんな村を作りたいと「源流にこだわり源流を活かした村づくり」(第三次総合計画)を決意し、新しい源流の価値観の創造と自然環境の保全を研究テーマとする「多摩川源流研究所」を小菅村のむらづくりのシンクタンクとして設立することを決めました。

**村立の「多摩川源流研究所」を設立**

平成13年4月、小菅村は多摩川源流で資源調査と源流絵図作成に取り組んでいた中村文明さんを研究所の所長に

フォーラム

迎え、村立の「多摩川源流研究所」を設立しました。

研究所は、第一に源流の自然、歴史、文化などの資源の調査・研究、第二に情報の発信と会報「源流の四季」の発行と配布、第三に交流人口の拡大を目指し源流体験教室をはじめとする上下流交流事業の推進、第四に緑のボランティアによる森林再生の活動、第五に源流の理解者を増やす源流ネットワークの形成などの事業に取り組んできました。また、研究所の運営委員長に東京農業大学の宮林茂幸教授をお迎えできたことは、その後の運動の発展と流域連携へ大きな力となりました。

小菅村と同研究所はこの13年間、切れ目のない様々な活動を展開してきましたが、特に平成15年度の緑のボランティアによる森林再生活動、平成16年度の国土交通省・環境省・林野庁との省庁連携による国土施策創発調査、平成



▷多摩川源流研究所設立準備室開設 (平成12年9月)

◁感動と笑顔の「多摩川源流体験教室」



18年度の「源流百年の森づくり」平成20年度、21年度の「源流元気再生事業」(内閣府支援事業)、平成25年度の源流白書作成事業などは、その一つ一つの活動が小菅村の存在と知名度を流域へ広げる上で大きく貢献するものでした。

とりわけ、平成16年度の国の支援による「源流再生・流域単位の国土の保全と管理」に関する国土施策創発調査に小菅村と同研究所は主体的に係わり、その調査活動の柱として源流ネットワーク形成に取り組み、全国各地の源流を調査しました。河川の最上流部に位置する源流の郷が、お互いに交流

◁多摩川源流大学の「農業体験」の様子



と連携を深めあうことの必要性を確認し、源流の重要性を自覚する町や村が集って、平成17年11月に「全国源流の郷協議会」を結成し、源流域の再生を成し遂げるための政策提言づくりに立ち上りました。

多摩川源流大学 開校する

さらに国土施策創発調査は、上下流連携プロジェクトとして多摩川源流大学構想を提起、宮林教授らを中心とする東京農業大学の努力と小菅村のバックアップにより平成19年5月に「多摩川源流大学」が小菅村に開校しまし

◁多摩川源流大学の学生も参加した「源流緑のボランティア隊」



た。私たちにとって、多摩川源流大学が開校したことは、大きな驚きと喜びであるとともに喩えようのない程の誇りを村民にもたらしてくれました。

開学以来、毎年1200人を超える東京農業大学の学生達が、「森林体験・「農業体験」・「景観体験」などの実習目的に小菅村を訪れます。東京で生まれ育った青年達が源流の村で何を学び青年達はどのように成長したか。一人の青年がこの源流白書に次のようなコラムを寄せてくれました。

「都会に生まれ育った私には、全てが新鮮で、全てが学びでした。竹から籠を編み、藁から縄を作り、獣を狩り、木を伐り、畑を耕し、石垣を組めば、

フォーラム

小屋も作る。生活の中で培われた数々の技、知恵がこの村には残っています。」そして、後輩達に次のようなメッセージを送りました。「スマホをいじっているだけでは決して得られることのない驚きや喜びがそこにはあります。そしてそこで得たホンモノの体験は、必ずや自身の大きな財産となっていくことでしょう。」私はこのメッセージに接して、改めて源流は日本の希望であると確信しました。そして、この源流大学を全国へ普及したいと願っています。

小菅村と源流研究所が全力を挙げて取り組んだ省庁連携による国土施策創発調査は、源流再生を目指す全国的活動発展の大きな転機となりました。

「源流白書」が目指すもの  
源流を守り 源流をつなぐ

源流白書のねらいは何かと聞いて、突きつけられた課題を羅列するだけではなく、そして源流が助けを求めているだけではなく、現代の日本にとって、源流の課題が国民の皆さんの共有の課題であること、そして、将来のために一緒に考え、行動するという協働の意識を共有することを訴えるために作成したものです。

源流は、日本の国にとってどんな存在なのでしょう。日本の原風景というところ、思い浮かべるのはどの様な風景でしょうか。

里の最も奥には神々が君臨すると思われる岳や峯の山々がそびえ、その麓には普段あまり近づかないところ、特に、子ども達には入ってはならない奥山があり、その下に薪や炭、食糧や山や畑で使う道具の資材などを供給したための草地や田畑があり、夕暮れには家々から煙が上がるというまさに原風景が広がっていました。

岳を源とする清流が命をつなぎ、里を潤し、そのあちこちには子どもらの遊びと共存する生業が広がり、心豊かな源流文化を育んできました。こうしたふるさとは、大人から子どもへ、爺様から親父へ、婆様から嫁へと生きる力である「技」と「知恵」が伝えられていました。こうした人間社会の源こそ、源流にほかなりません。それは歴史の源と言っても良いかもしれせん。

源流白書は、先々まで展望して源流に関する基本的な考え方や源流基本法を制定してかけがえのない源流を次の世代まで確実に受け継いでいきたいという目標と道筋を明らかにしています。

今後、この「源流白書」を通して日本中に源流への理解と協力を大きく広げていきたいと思っています。いよいよこれからがスタートであると決意しているところです。

小菅村長 船木 直美

平成26年度 市町村長「災害に強い地域づくり」特別セミナー  
市町村アカデミー

市町村アカデミーでは、地震や風水害など、毎年繰り返し起こる災害に的確に対応し、「災害に強い地域づくり」を進めるため、これまでの災害の教訓を踏まえ、危機管理のあり方、減災への取組などをテーマに、市区町村長を対象にした特別セミナーを次のとおり開催します。

本特別セミナーでは、防災・危機管理の専門家による講演を行う予定です。なお、副市区町村長の皆様の参加も可能となっております。

多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

10月28日(火)

13:00～13:25  
日程説明&開講のことば

13:30～15:00  
「地域防災力の向上」

静岡県危機管理監兼危機管理部長 岩田 孝仁 氏

15:15～16:45  
「災害に強い地域づくり」

東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター長・教授 目黒 公郎 氏

17:00～18:00  
ハミニコンサート

ヴァイオリニスト 早稲田 桜子 氏

18:30  
夕食(意見交換会) ※研修所内に宿泊(個室・ユニットバス付)

10月29日(水)

9:00～10:30  
「非常時の首長対応」

NHK解説委員室解説主幹 山崎 登 氏

10:45～12:15  
「危機管理の要諦」

東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター客員教授 元内閣危機管理監、元警視総監 伊藤 哲朗 氏

12:15～12:20 開講のことば

\*上記の講演については、同時期に開催している管理職のための「災害に強い地域づくり特別講座」

(定員40名)との合同講義となります。また、講演の内容等は一部変更になる場合がございます。

定員 80名

申込期限 8月13日(水)

申込方法 参加申込書(市町村アカデミーホームページからダウンロードできます)を、郵送又はFAXしてください。

参加費 10,000円(食費等を含む)

決定通知 申込書受け取り後に、参加決定通知と資料等を送付いたします。

申込・照会先 〒226-1100 25 千葉県美浜区浜田1丁目1番

担当 浅野・太田

電話 043-1276-1312

申込専用FAX 043-1276-1848

http://www.jamp.gr.jp

## 随 想

## 人材の流出と流入

島根県津和野町の  
下森博之



1年間(最長3年間)本町の職員として働いて、まちづくりに取り組んでもらおうというものです。これまでも縁もゆかりもない若者に、一時的ではあってもまちづくりに関わってもらうことで、発想と情熱と行動力を持った新しい人材を本町に流入させていこうという目論見です。

募集にあたっては首都圏の大学生とネットワークを持つNPOとタイアップし行いましたが、大学生生活のうち1年から3年を休学してでも社会勉強にあて、自らのキャリアアップにつなげたいという志を持つ若者が初年度は60名近く応募して下さい、その中から慶応大学2名、東京工業大学1名、国際基督教大学1名の合計4名を採用し、観光や農業、教育などの分野でまちづくりに精力的に取り組んでくれております。

例えば、観光地津和野の知名度は40歳代以上の方々には全国的に高い一方で、若者世代の知名度は極端に低く、津和野観光の将来を考える上で若い世代に津和野の魅力をどのようにアピールしていくかという重要な課題の解決にアイデアを出してきております。また、町内唯一の高校である県立津和野高校の魅力化

山陰の小京都として全国の多くの皆様に親しんで頂いている津和野町は、700年を超える城下町の歴史に多様な文化が醸成され、掘割に鯉の泳ぐ殿町通りや古い商家や民家が立ち並ぶ本町通りをはじめ津和野城跡、鷺原八幡宮、堀氏庭園、森鷗外旧居、西周旧居、鷺舞、流鏑馬など、数多くの歴史文化財産が津和野ならではの町並みを形成し、貴重な観光資源となっております。また、周辺には西中国山地国定公園にブナの天然林を誇る安蔵寺山や秀峰青野山、更には水質ランキング連続日本一に輝く一級河川高津川など豊かな自然に恵まれた、日本の原風景を思わせる美しい町であるとも自負しております。

一方、過疎化は年を追うごとに進んできており、特に若者世代の減  
少が今後の人口予測にも大きな懸念材料として影を落とし、定住対策が重要な課題となっております。高校を卒業した後、進学や就職で町を離れたそのままと帰ってこない(または帰りにたくても帰れない)若者の流出は現在の、そして将来の津和野の町を活力あるものに創り上げて行く上で人材の流出を意味します。町を魅力あるものにして行くために必要な発想と情熱と行動力を持った若い人材の流出を食い止めるべく様々な対策を講じているものの、解決には至っていないのが現実です。

こうした中で、若者の流出を防ぐ定住対策と同時に本町では2年前からファウンディングベース(以下、FBC)事業に取り組んでおります。当事業は本町独自のものです、都会で暮らしている大学生に大学を休学し

の二環として、町立の公営塾の立ち上げと運営にも取り組んで来ております。本町の職員は、平成17年の合併以来定員管理計画に基づいて減少の一途をたどっており、日々の業務に追われる中で創造的な事業に着手することが難しい環境になりつつありますが、こうした新しい人材がこれまでにはなかった発想のもと事業を企画し、前例やしがらみに束縛されずに意欲的に挑戦してくれており頼もしく思っております。また、町内全域の集落に積極的に出向いて町民との交流を普段から行っており、それが高齢者の心に元氣と明るさを灯す効果をも認めております。

FBC事業は徐々に進化し、3年目となる本年も新しい人材が町にやってきてくれておりますが、現役大学生に拘らず、大学院生や大学卒業のち社会企業家として活躍している者など様々な分野で志を持つ若者が数多く本町で活躍をしております。過疎化に伴う若い人材の流出に懸念を抱いてばかりのこれまででありましたが、新しい人材の流入がまちを活性化し、それが結果として若者の流出にも歯止めをかけることに繋がると期待しております。

# TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は  
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、  
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、  
平日料金の **15%OFF**

和室もごございますのでお問い合わせ下さい。  
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室  
平日料金 10,100 円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金  
**15% OFF** 8,600 円より  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 8,100 円より



ダブル 12 室  
平日料金 13,700 円 **DOUBLE ROOM**  
(2 名利用) ※1 名利用の場合 11,400 円

金曜日料金  
**15% OFF** 11,600 円  
※1 名利用の場合 9,600 円  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 10,900 円  
※1 名利用の場合 9,000 円



ツイン 17 室  
平日料金 19,000 円より **TWIN ROOM**  
(2 名利用)

金曜日料金  
**15% OFF** 16,200 円より  
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 15,200 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00  
ティータイム 14:00 ~ 17:00  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30  
(14:00 ラストオーダー)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

**TEL 03(3581)0471**

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分



今年の  
サマーは **6億円!!**  
でっかい夏をまるかじり!

**サマージャンボミニ6000万**  
6000万円×90本(発売総額270億円・9ユニットの場合)

サマー  
ジャンボ **6億円**

1等前後賞合わせて6億円  
1等4億円、前後賞各1億円



2014年市町村振興宝くじ

一般財団法人 全国市町村振興協会

**7月4日(金) 同時発売**

発売期間 7月4日(金)~7月25日(金)  
抽せん日 8月5日(火)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。